

※ 以下の調整要件については、該当がある場合にその関連性について記載してください。

(別紙2)

以下、①から⑦の調整要件について該当する場合には、その関連性について記載してください。

- ①美術、文化財、伝統芸能、現代舞台芸術、メディア芸術、生活文化などの複数分野の文化芸術が連携しつつ、AIなどの最先端技術を導入しているプロジェクトであるか。

- ②被災地と協働して行う被災地復興に資するプロジェクトであるか。

- ③アイヌ文化や琉球文化振興をはじめとする多文化共生の推進に資するプロジェクトであるか。

- ④観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）と協働して実施するプロジェクトであるか。

- ⑤障害者等の文化芸術活動の促進に資するプロジェクトであるか。

- ⑥当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業であるか。

⑦補助事業者の財政規模が一定の割合であるか。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

法人の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額。実績がない場合は当該年度の収入見込額